

平成29年8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

国民健康保険・後期高齢者医療共通

平成29年8月から後期高齢者医療加入者と70歳以上の国民健康保険加入者の自己負担限度額が下記のとおり変わります。（平成30年8月からさらに自己負担限度額が変わります）

○低所得者Ⅰ・Ⅱ、70歳未満の国民健康保険加入者の自己負担限度額に変更はありません。

○平成29年8月1日から有効の『限度額適用認定証』が必要な方は、8月1日以降に保険証、印鑑をお持ちの上、申請してください。

自己負担限度額（月額）

【現行】

所得区分	外来+入院【世帯単位】 ()内は多数該当※	
	外来【個人単位】	
現役並み所得者	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

自己負担限度額（月額）

【平成29年8月～30年7月】

所得区分	外来+入院【世帯単位】 ()内は多数該当※	
	外来【個人単位】	
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)
一般	14,000円 (年間上限14.4万円)	57,600円 (44,400円)
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

※多数該当とは、過去12カ月に4回以上高額療養費の支給を受けたときの4回目以降の限度額です。

保養施設利用助成事業

国民健康保険・後期高齢者医療共通

玉村町国民健康保険加入者または後期高齢者医療加入者には、下記施設利用者1人につき1泊2,500円の利用券を交付します。（年間1人3枚まで）

申請要件 国民健康保険加入者または後期高齢者医療加入者で国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納していない世帯

申請方法 施設の宿泊予約をしてから、国民健康保険証または後期高齢者医療保険証・印鑑をお持ちの上、住民課（役場1階②番窓口）へ申請してください。※宿泊後の申請、保養券の再発行はできません。

群馬県内	草津グリーンパークパレス ☎0279-88-3960	サンレイク草木 ☎0277-95-6309
	ヘルシーパル赤城 ☎0279-56-3030	お宿 花まめ ☎0279-95-3650

長野県下高井郡 山ノ内町	志賀パークホテル ☎0269-34-2811	春蘭の宿 さかえや ☎0269-33-2531
	志賀スイスイン ☎0269-34-3456	湯本旅館 ☎0269-33-2181
	ホテルジャパン志賀 ☎0269-34-2801	洗心館 松屋 ☎0269-33-3181
	志賀一井ホテル ☎0269-34-3711	御宿 炭乃湯 ☎0269-33-3128
	岩菅ホテル ☎0269-34-2334	ホテル水明館 ☎0269-33-2168
	ビワ池ホテル ☎0269-34-3011	山崎屋旅館 ☎0269-33-3025
	ホテル志賀サンパレー ☎0269-34-3800	まるか旅館 ☎0269-33-3515
	古久屋 ☎0269-33-2511	農業民宿 一風 ☎0269-33-0324
	湯宿 せきや ☎0269-33-2268	北志賀ホリデーイン ☎0269-33-7171
	ホテル白銀 ☎0269-33-3545	